

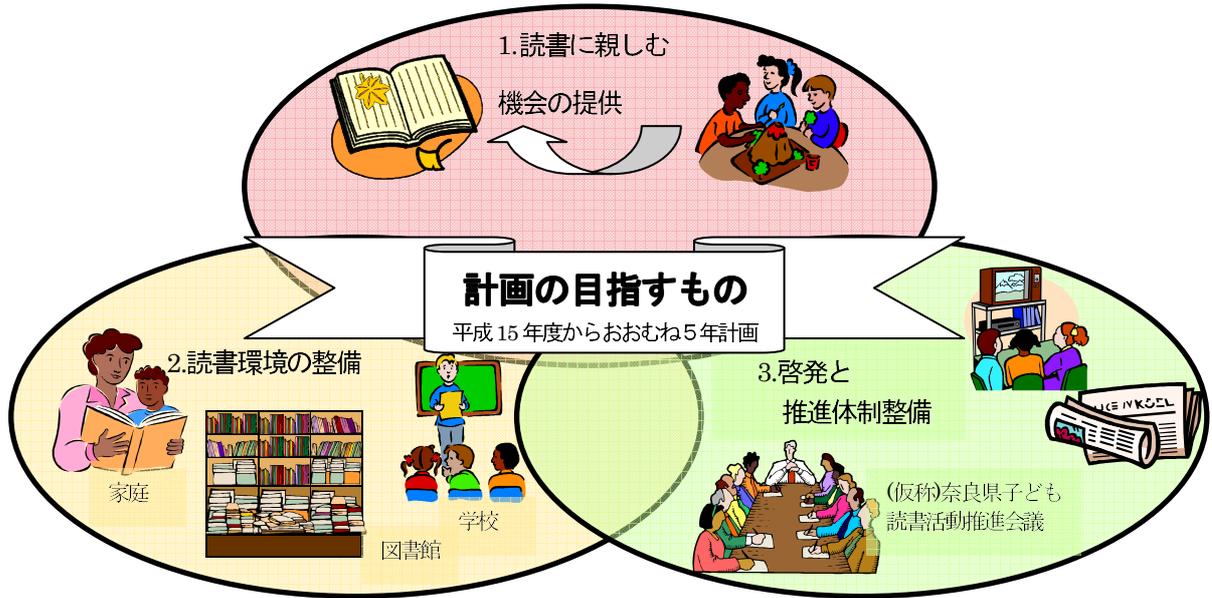
# 奈良県子ども読書活動推進計画

平成 15 年 7 月

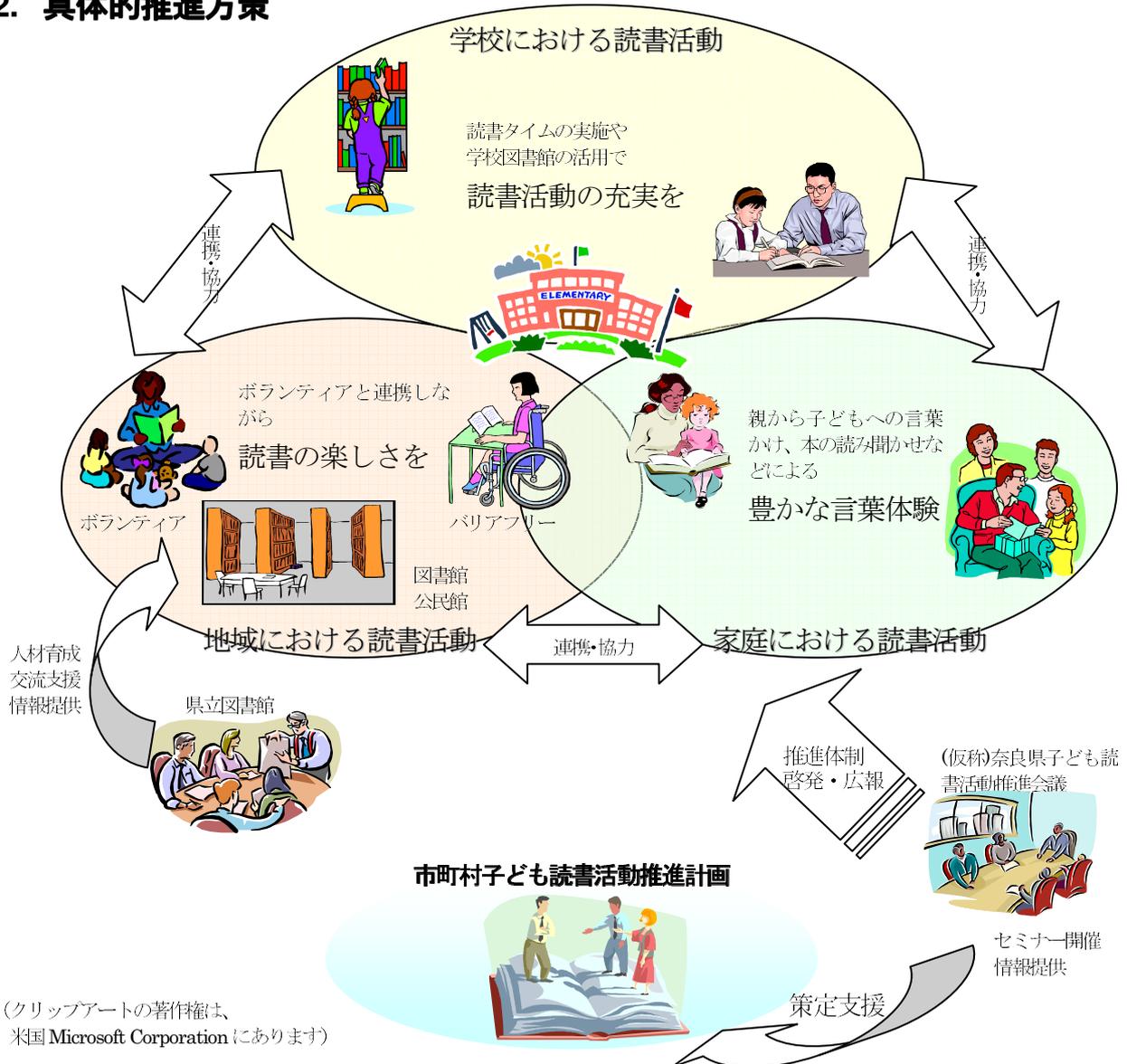
奈良県

# ～ 本との出会い 読書への旅立ち ～

## 1. 基本方針



## 2. 具体的推進方策



## 目 次

第1章	はじめに	1
第2章	基本的方針	2
第1	計画の目指すもの	2
1	子どもが読書に親しむための機会の提供	2
2	子どもの読書活動を進めるための環境の整備と充実	2
3	子どもの読書活動についての啓発と推進体制の整備	2
第2	計画の期間	2
第3章	推進のための具体的方策	3
第1	家庭における読書活動の推進	3
1	豊かな言葉の体験	3
2	読書の重要性についての理解の促進	3
3	民間団体等との連携	3
第2	地域における子どもの読書活動の推進	4
1	公立図書館における子どもの読書活動の推進	4
2	公民館等における子どもの読書活動の推進	5
第3	学校における読書活動の推進	6
1	学校における読書活動の役割	6
2	学校における読書活動推進の具体的方策	6
第4章	推進のための諸条件の整備・充実	9
第1	公立図書館の整備・充実	9
1	市町村立図書館等の整備・充実	9
2	県立図書館の整備・充実	10
第2	学校図書館の整備・充実	12
1	施設・設備の整備・充実	12
2	図書資料等の充実	12
3	教職員の研修の充実	12
4	学校図書館の情報化	12
第3	図書館等の連携・協力	13
1	図書館間の連携・協力	13
2	地域における関係団体等との協力	13
第4	啓発・広報	14
第5	推進体制	15
1	「奈良県子ども読書活動推進会議（仮称）」の設置	15
2	市町村における子ども読書活動推進計画の策定の促進	15
	資料	

## 第1章 はじめに

読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことができないものです。このように、子どもの成長にとって重要な意味をもつ読書活動を支援するため、国では平成13年12月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」を制定し、平成14年8月には、この法律に基づき「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」が策定されました。

奈良県においても、平成15年3月に奈良県教育懇談会が「教育改革のための新たな提言」の中で、読書が豊かな人間性や感性をはぐくみ、ひいては人としての教養を培い、生涯学習の基礎となることを指摘し、学校教育における読書活動の推進について提言しています。

子どもの読書活動は年齢によってそれぞれ異なった性格をもっています。乳幼児期は読書の前段階として、言葉を感じる事が中心となります。ここでは家庭の果たす役割が重要です。小学校の低学年は本を自分で読むことの楽しさを最初に味わう時期です。更に学年が上がるにつれ、読書の範囲がより幅広いものに広がっていきます。

小学校から中学校へ進級する時期あたりで、読書離れがおこるといわれており、平成14年5月に行われた第48回読書調査(注1)によれば、小学校では毎月平均7.5冊の読書冊数だったものが、中学生になると2.5冊に激減しています。この時期に読書活動を定着させ、読書の習慣を生涯にわたって持続させるためには、学校における指導が重要な要素を占めると考えられます。

また、図書館(注2)は、家庭や学校における読書活動を支えるとともに、子どもの読書活動を更に広く、豊かにしていく機能をもっています。

このように、子どもの読書活動は、子どもの発達段階に応じた適切な指導や環境によって、更に促進されます。

本県では、国の基本計画を踏まえ、子どもがそれぞれの発達段階に応じて、よりよい読書環境において自立的な読書活動を進め、生涯にわたる読書習慣が形成されることを目指し、県の子ども読書活動推進にかかる施策を実施するための指針として、本計画を策定します。

注1 読書調査  
全国学校図書館協議会と毎日新聞社が共同で実施している、全国の小・中・高校の児童生徒の読書状況に関する調査

注2 図書館  
本計画では、特にことわらない限り、図書館法第2条第2項でいう公立図書館を指します。

## 第2章 基本的方針

### 第1 計画の目指すもの

- 1 子どもが読書に親しむための機会の提供
- 2 子どもの読書活動を推進するための環境の整備と充実
- 3 子どもの読書活動についての啓発と推進体制の整備

#### 1 子どもが読書に親しむための機会の提供

子どもが読書に親しむためには、身近なところで読書の楽しみを得ることができる機会づくりが大切です。奈良県では、子どもの生活の様々な場面で本に触れ、読書習慣を形成することができるようにするために、家庭、地域、学校を通じて子どもが読書と出会う機会づくりを進めます。

#### 2 子どもの読書活動を進めるための環境の整備と充実

子どもの読書活動は、家庭における日常的な本との出会い、学校における適切な読書の指導、そして豊富な本がそろった身近な図書館の存在などによって一層広がっていきます。そのため、奈良県では、子どもの自発的な読書を支えることができるような読書環境の整備と充実を進めます。

#### 3 子どもの読書活動についての啓発と推進体制の整備

子どもの読書活動を効果的に推進していくためには、学校をはじめ子どもの読書活動にかかわる機関や団体が連携するとともに、その活動について、家庭や地域の理解を得ることが必要です。そのため、奈良県では「奈良県子ども読書活動推進会議（仮称）」の設置など推進体制を整備し、県民の関心を深めるための啓発・広報を進めます。

### 第2 計画の期間

平成15年度からおおむね5年間とします。

## 第3章 推進のための具体的方策

### 第1 家庭における読書活動の推進

#### 1 豊かな言葉の体験

乳児期には、子守唄やわらべ歌はもちろんのこと語りかけなどを通して、親と子が声と体で触れ合うことで、子どもの心と言葉の基礎がはぐくまれます。また、幼児期には、家庭において親が子どもに言葉をかけることや、絵本を読み聞かせる、一緒に本を読むといった言葉の体験を通して、子どもと読書の出会いが形成されていきます。

#### 2 読書の重要性についての理解の促進

保育所(園)、幼稚園、小学校等においては、機会あるごとに保護者に家庭での読み聞かせの効果や読書の大切さを訴えていく必要があります。そのため、市町村で行われている妊娠期子育て講座や家庭教育に関する講座、家庭教育学級、また、県立教育研究所で実施している、企業等で働く主として父親を対象とした子育て企業フォーラム等のあらゆる機会をとらえて、読み聞かせや、読書の重要性について理解の促進を図ります。

また、本の紹介や推薦体制を確立することも読書の重要性を知ってもらうための方法の一つです。

#### 3 民間団体等との連携

親と子が一緒に本を読む際の読み聞かせの仕方や本の選び方等について、親子の読書活動を支援するサポーターを養成するため、地域文庫・家庭文庫(注1)やお話の会、読み聞かせの会等(注2)との連携を推進していく必要があります。

注1 地域文庫・家庭文庫  
主に子どもの読書を進めるために、地域のボランティアにより、集会所や個人の家庭などで開設運営されている文庫。

注2 お話の会、読み聞かせの会等  
ここでは、お話を語って聞かせること(=ストーリーテリング)、本の読み聞かせ、テーマを決めて本について紹介するブックトーク、さらに紙芝居、人形劇など、子どもと読書、子どもと本に関わる様々な行事を含めています。

## 第2 地域における子どもの読書活動の推進

### 1 公立図書館における子どもの読書活動の推進

#### (1) 図書館の役割

図書館は、子どもの身近にあつて、自由に読みたい本を選び、読書の楽しみを得ることのできる場であり、子どもと本を結びつける児童担当職員のサポートや様々な人が本と接する姿に触れて、読書の意欲を高め、やがて広く豊かな読書の世界へと導かれる場でもあります。

県内には10市12町1村に26の市町村立図書館がありますが、多くの図書館では、新鮮で魅力ある図書資料を豊富にそろえ、子どもの成長の段階にふさわしい、利用しやすく、親しみのあるスペースを設けているほか、読み聞かせやお話の会を開催したり、本の紹介や展示をするなど、子どもに本の楽しさを伝え、読書を奨励する様々な活動が行われています。

また、県立図書館では子どもの本に関する講演会や講座を実施するなど、県立図書館と市町村立図書館がそれぞれの役割に応じて、子どもの読書活動を推進する上で重要な役割を果たしています。

なお、市町村立図書館は子どもにとって最も身近な地域の図書館であり、地域の実情に即した児童サービスを展開していくことが望まれます。

#### (2) 県立図書館の取組

県立図書館は、県内公立図書館の中核的図書館として、子どもがより身近なところで本と親しめるよう、市町村立図書館の児童サービス支援という観点から、子どもの読書活動推進に取り組めます。

##### ア 子どもの読書にかかわる人材育成の支援

県内の公立図書館職員の体系的な研修に取り組み、児童サービス担当職員の資質、技能の向上を図ります。さらに、学校図書館関係者やボランティアも対象とした講座を実施し、より幅広い人材の育成に努めます。

##### イ 交流支援

奈良県図書館協会と連携して児童サービス担当職員の交流や子ども読書関係団体・ボランティアとの交流を進めます。

##### ウ 情報の提供

子どもの読書にかかわる全国的・国際的なニュースや、入手が困難な資料についての情報、県内図書館の取組の紹介などについて、県立図書館の情報収集・発信機能を活用し、広報誌やホームページなどを通じて提供します。

## 2 公民館等における子どもの読書活動の推進

公民館、児童館、各集会所等に図書室や文庫の設置を促し、学校や公立図書館との協力によって、適切な本を整備し読み聞かせや貸出を行うなど、その利用の活性化が求められます。

また、病院に入院している子どもなど、図書館や公民館図書室等を直接利用することが困難な子どもの読書活動については、望ましい協力・支援が図られるよう、関係機関にも理解を求め、ボランティアなどと協力して子どもに本の楽しさを知らせる活動を展開していくことも必要です。

## 第3 学校における読書活動の推進

### 1 学校における読書活動の役割

学校においては、従来から各教科等での学習活動を通じて、読書活動が行われてきており、子どもの読書習慣を形成していく上で大きな役割を果たしています。

また、学習指導要領においても、すべての教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間に共通する配慮事項として、「児童生徒の主体的、意欲的な学習活動、読書活動を充実すること」が求められています。

学校においては、教科等を通じて読書意欲を導き、授業以外の様々な活動を通じて読書の楽しみと出会うことができるよう、小学校・中学校・高等学校・障害児教育諸学校が児童生徒の発達段階に応じた読書活動を進め、生涯にわたる読書習慣の確立を図ります。

### 2 学校における読書活動推進の具体的方策

#### (1) 教科等の授業時間における読書活動

##### ア 計画的な読書指導

児童生徒の読書活動を効果的に推進するため、読書活動に関する全校的な年間指導計画を作成し、学校の実態に応じた読書活動の展開に努めます。この計画の作成に当たっては、各学校の教育目標や生徒の実態等を踏まえて、読書活動の内容や形態、学年等の指導段階、学校図書館等の利用、評価等の項目を設定する必要があります。その上で、各教科、特別活動、総合的な学習の時間及び教育課程外の教育活動等も含めた、学校のすべての教育活動にわたって、読書活動の推進にかかわる取組を取り上げ、それぞれを相互に関連させることに留意します。

##### イ 各教科における読書活動の充実

学校図書館に備えられた図書をはじめとする資料を積極的に活用したり、司書教諭と教科担当が連携して資料リストを作ったりするなど、各教科や総合的な学習の時間等において、読書活動を生かす授業を展開することに努めます。

#### (2) 授業時間以外における読書活動

##### ア 一斉読書タイムの推進

現在、奈良県の公立小中高校では約40%(注1)の学校で「朝の読書運動」をはじめとする一斉読書タイムを実施していますが(平成14年9月調査)、この取組を更に進めていきます。

なお、読書タイムについては、平成15年3月に、奈良県教育懇談会から、次のような提言がなされています。

#### 提言：読書活動の推進

読書への興味・関心を喚起して活字離れを克服し、言葉の力を身につけ、表現力、想像力、集中力を培うために、すべての小・中学校で読書タイムを設定し、読書の習慣づけを行うこと。

(「教育改革のための新たな提言」平成15年3月19日より)

#### イ 読書週間等の設定

学校独自の読書週間等の設定、図書委員会等による読書会の開催等、読書への関心を高める行事や活動に積極的に取り組みます。

また、読書を通じて子どもが感じたこと、考えたことについて教職員が耳を傾け、話し合う場を設定することも、読書意欲を喚起する上で有意義です。

注1 全校一斉読書活動を実施している学校の割合

小学校	132校	(238校中)	55%
中学校	52校	(108校中)	48%
高校	12校	(45校中)	27%

### (3) 教職員の読書活動推進についての意識の高揚

児童生徒の読書活動を進める上で、教職員が読書活動の意義について共通の認識をもっていることが不可欠です。そのため、各学校では、全教職員が読書活動の意義や目的を明確に持ち、協力して読書活動推進に当たることができるよう、研修を進めるとともに、先進校の実践紹介など、幅広い情報提供を通じて、意識を高めるよう努めます。

### (4) 学校図書館の活用

#### ア 学校図書館の役割

調べ学習をはじめとして、読書活動を生かす授業を展開する上で、学校図書館の活用がその中心となります。そこで、これからの学校図書館は、子どもの自由な読書活動の場として、想像力を培い豊かな心をはぐくむ「読書センター」としての役割のみならず、子どもの主体的な学習活動を支援し、教育課程の展開に役立つ「学習情報センター」としての役割を担うこととなります。

#### イ 図書委員会活動の活性化

学校図書館の運営及び充実のためには、子どもの図書委員会活動も重要な要素です。そこで、貸出事務や書架の整理等にとどまらず、図書だよりの発行、読書会の開催など図書委員会活動を一層活性化させるよう促すとともに、他校の図書委員会の優れた取組を学ぶために交流会等の実施を図ります。

#### ウ 地域との連携

地域の人材や保護者を学校図書館のボランティアとして受け入れ、司書教諭の支援等に協力を求め、より広がりや深みのある学校図書館活動の展開に努めます。

## 第4章 推進のための諸条件の整備・充実

### 第1 公立図書館の整備・充実

#### 1 市町村立図書館等の整備・充実

##### (1) 図書館等の設置の促進

県内には、平成15年4月1日現在で26の市町村立図書館があり、図書館を設置している自治体は、市では100%（10市13館）、町では60%（12町）、村では6%（1村）となっています。子どもの読書活動を推進する上で地域の図書館が重要な役割を果たすことから、十分な図書資料と専門的な知識を持つ担当職員の配置された市町村立図書館の一層の整備・充実が望まれます。県としては県立図書館によるネットワークからの検索サービスや貸出予約サービスの利用を通じて、図書館等の設置の機運を高めるよう努めます。

特に、山間、過疎地域における読書施設の整備には、役場や山村振興センター、集会所、保健センター、郵便局、銀行など、人の集まりやすいところに絵本や児童図書をはじめ、住民に親しみやすい図書や雑誌を備えるとともに、検索用パソコンを設置するなどの方法についても検討することが望まれます。

また、学校図書館の地域開放については、現在、小学校で11校、中学校で3校、高校で9校が実施しています。これからの学校図書館は、地域の読書施設として重要な役割を果たすことが期待されており、今後一層の整備・充実を促進します。

##### (2) 市町村立図書館の整備・充実

県内の市町村立図書館では、いずれも児童室や児童コーナーを整備しており、多くのところでは、新刊書の展示、テーマや季節に合わせた本の紹介、読み聞かせやおはなしの会の開催など、子どもたちが本に親しめるよう様々な工夫を行っています。学校や幼稚園との連携・協力も年を追って進んできており、児童生徒の図書館見学、団体貸出(注1)、図書館司書の幼稚園や学校への訪問、調べ学習への協力、図書館司書と学校司書との懇談などを実践している図書館もあります。

また、障害をもつ子どものためのさわる絵本や点訳絵本(注2)などを備え、宅配サービスを行うなど、障害をもつ子どもの読書活動への取組や、病院へのサービスも考えられるようになってきています。さらに、ブックスタート(注3)など、乳幼児とその保護者へのサービスも進みつつあります。

このような取組を更に充実させるとともに、特に読書離れがいわれる中学生以上の青少年を対象とした図書資料の整備・充実が望まれます。

注1 団体貸出  
学校や読書グループ、文庫などに、まとまった量の本を貸し出すこと。

注2 点訳絵本  
文字の部分に透明の点字シールをはり、視覚に障害のある大人が、子どもに本を読んでもあげられるようにした絵本。

注3 ブックスタート  
絵本を通じた母親と子どものふれあいを進めるため、地域の保健センター等で行われる0歳児健診の機会に、すべての赤ちゃんと保護者にメッセージを伝えながら絵本を手渡す運動。

## 2 県立図書館の整備・充実

奈良県では、平成17年度に（仮称）新奈良県立図書館（総合情報センター）が開館する予定です。新県立図書館では、総合的・広域的な観点から市町村立図書館を支援します。

### ア 相談体制の整備

図書館づくりや図書館運営についての相談、子どもの読書活動にかかわるメニューづくりなど、市町村における子どもの読書活動を進めるための相談体制を整備します。

### イ 調査研究・レファレンス（注）の充実

国際子ども図書館をはじめ、国や各都道府県等の類縁機関、専門機関等、関係諸機関との連携を進めながら、児童図書資料や子どもの読書に関する調査、相談、研究などの支援を進めます。

注 レファレンス  
図書館サービスの一つで、利用者からの様々な調査の依頼や問い合わせに、資料・情報や情報源を提示すること。

### ウ 資料の整備

市町村立図書館や学校における子どもの読書活動を支援するため、研究図書を中心とした資料の整備に努めます。

## エ 障害のある子どもの読書活動支援

新県立図書館では、視覚障害者福祉センターと連携しながら、障害のある子どもが読書を楽しむことができるような朗読資料や点字資料等を整備するなど、市町村立図書館や学校図書館における障害のある子どもの読書活動推進を促していきます。

## オ 情報発信機能の整備

新県立図書館では、本ばかりでなく多様なメディアを活用しながら、個人が自由に新たな情報を創造していく「情報のアトリエ」機能(注)を整備することとしており、この機能を活用して、子どもの読書活動の成果の発表や交流を支援します。

注 情報のアトリエ  
新県立図書館では、学習成果の取りまとめや、情報発信に活用していただくために、様々な情報機器や編集ソフトを備えたスペースとして、「情報のアトリエ」を設けます。

## 第2 学校図書館の整備・充実

### 1 施設・設備の整備・充実

学校図書館については、本との出会いづくりを豊かにするために、ゆったりと読書ができるスペースを設けるなど、子どもがくつろぎ、進んで読書を楽しむ心のオアシスとしての「読書センター」の環境づくりを進めるとともに、「調べ学習」をはじめとする学習活動を推進する「学習情報センター」としての機能の充実を一層進めます。

また、学級文庫等、各教室の読書環境の整備・充実も促進します。

### 2 図書資料等の充実

県立学校においては、図書資料等の購入を計画的に行い、その充実に努めます。

小・中学校については、「学校図書館図書標準」の達成に向けて、各市町村に対し、国の「学校図書館図書整備5か年計画」に基づいた地方交付税措置による学校図書館図書購入費の趣旨について一層の理解を求めます。

### 3 教職員の研修の充実

学校における読書活動の推進の中核となる司書教諭や学校司書をはじめ、教職員の資質向上のための研修を充実します。そのため、県立教育研究所の研修講座、市町村における研修、県立図書館や県図書館協会公共図書館部会等と連携した研修など、研修機会の拡充を図るとともに、校内の研修体制を整備します。

#### 学校図書館法第5条（司書教諭）

学校には、学校図書館の専門的職務を掌らせるため、司書教諭を置かなければならない。

2 前項の司書教諭は、教諭をもって充てる。この場合において、当該教諭は、司書教諭の講習を修了した者でなければならない。

・・・3, 4項は略・・・

### 4 学校図書館の情報化

学校図書館を学習情報センターとして十分活用するためには、コンピュータによる情報検索や、地域の図書館等とのネットワーク化による資料の相互利用などが必要です。

一部地域では、公立図書館も含めた学校図書館間のネットワーク化に取り組んでいる例もあり、蔵書の検索や調べ学習の充実のために、学校図書館へのコンピュータの設置、蔵書のデータベース化、校内LANの整備、インターネット接続等、学校図書館の情報化が望まれます。

## 第3 図書館等の連携・協力

### 1 図書館間の連携・協力

#### (1) 公立図書館と学校図書館の連携・協力

本県では、大学・専門図書館、公共図書館、高等学校図書館、小・中学校図書館の4つの部会で構成される、奈良県図書館協会が館種を越えた協力活動を進めています。子どもの読書活動を推進していく上で、公立図書館と学校図書館の連携・協力が欠かせないことから、県としては奈良県図書館協会の協力を求め、職員の研修、資料の相互貸借、蔵書目録の共有化など、子どもの自主的な読書を支援していくための取組を進めます。

#### (2) 公立図書館間の連携・協力

県立図書館が中心となって、県内公立図書館の図書資料の相互貸借、レファレンス協力、蔵書目録情報の横断検索システムなどを一層進めていきます。

### 2 地域における関係団体等との協力

本県では、家庭文庫、地域文庫活動の長い積み重ねがあります。個人の自宅や集会所、公民館などに設置された文庫は、子どもにとって身近な親しみ深い読書施設として、また、乳幼児をもつ母親にとっては安心できる交流の場として、子どもの読書を支えています。

さらに、近年、市や町の図書館の講座を母体にしたお話を語るボランティアグループの活動も広まり、県内の各地で活発な実践が進められています。

学校や市町村立図書館等ではこのようなボランティアの協力を得て、子どもの読書活動にかかわる実践を進めていくことが望まれます。

また、県では、後述する「奈良県子ども読書活動推進会議（仮称）」にボランティア団体等の参加を求め、協力して子どもの読書活動の推進を図ります。

## 第4 啓発・広報

子どもの読書活動の推進には、学校、家庭、地域社会が互いに連携しつつ、理解を深めていくことが大切です。

「子どもの読書活動の推進に関する法律」では、4月23日を「子ども読書の日」と定めており、県内各自治体でも、その趣旨にふさわしい事業を展開することが期待されます。

県では、法律の趣旨を踏まえながら、子どもの読書活動の重要性に対する県民の意識が一層高まるよう、「奈良県子ども読書活動推進シンポジウム（仮称）」の開催をはじめとする啓発・広報活動を実施します。

### (1) 「奈良県読書活動推進シンポジウム（仮称）」の開催

子どもの読書活動に携わっている、学校、図書館、ボランティアを中心に、実践事例の紹介等を行うシンポジウムを開催します。

### (2) 啓発・広報誌の作成・配布

「親学サポートブック」、「家庭教育手帳」、「家庭教育ノート」(注)の配布を行います。

注 いずれも子育てや家庭教育に関わる冊子ですが、その中で、家庭における子どもの読書の大切さを呼びかけています。

### (3) 情報の提供

子どもの読書にかかわる様々な情報を収集し、県立図書館のホームページ等を通じて発信します。

### (4) 優秀実践図書館・団体等の表彰

国の表彰制度にあわせ、優秀実践図書館及び団体等の推薦を行います。

## 第5 推進体制

### 1 「奈良県子ども読書活動推進会議（仮称）」の設置

子どもの読書活動を推進させるためには、関係部局間が連携するとともに、市町村、学校、関係団体等が連携しあうことが必要です。県、市町村、学校、図書館、ボランティア団体等が積極的に情報交換を行い、総合的な推進体制を確立し、互いに協力して計画の推進に努めなければなりません。

そのため、本県では、「奈良県子ども読書活動推進会議（仮称）」を設置し、子どもの読書活動推進の方策や連携・協力の在り方について、研究・協議を進めます。

### 2 市町村における子ども読書活動推進計画の策定の促進

子どもの読書活動においては、最も身近な地方公共団体として、市町村の果たす役割が重要であることから、各市町村に「市町村子ども読書活動推進計画」の策定を求めるとともに、「奈良県子ども読書活動推進会議(仮称)」をベースとして、市町村の計画策定を支援します。

**奈良県子ども読書活動推進計画**

平成15年7月発行

発行 奈良県  
(奈良県教育委員会事務局生涯学習課)  
電話 0742-22-1101